

(第一類 第四号)

第二回國會 司 法 委 員 会 議 録 第 十 七 号

昭和二十三年五月六日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長代理 理事 鎌治 良作君

委員八並 達雄君

岡井藤志郎君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 松本 弘君

明禮三郎君 山口 好一君

井伊 誠一君 池谷 信一君

石井 繁九君 打出 信行君

中村 俊夫君 中村 又一君

吉田 安君

出席國務大臣

内閣總理大臣 芦田 均君

法務總裁 鈴木 義男君

國務大臣 吉米地義三君

出席府委員

法務政務次官 松永 義雄君

法務廳事務官 岡咲 惣一君

委員外の出席者

議員 中山 マサ君

専門調査員 村 敦三君

専門調査員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件

戸籍手数料の額を定める法律案(内閣提出)(第三八号)

裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)(第五一号)

檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第五二号)

○綴治委員長代理 會議を開きます。

戸籍手数料の額を定める法律案を議題といたします。本案については、別に御質疑の点もないようであり、ただちに討論に移りたいと存じます。

するが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綴治委員長代理 それでは討論に移ります。井伊誠一君。

○井伊委員 本案は現行戸籍手数料規則と同一の内容のもので、財政法第三條の規定が近く適用されるために、その実施前に法律をもつて定める必要があつて提案されたものであります。規定の内容も適切妥當であると認めるのでありまして、私は日本社会党を代表して、これに賛成をいたします。

○綴治委員長代理 八並達雄君。

○八並委員 私は民主党を代表いたしまして、原案に賛成の意を表するものであります。その理由は、ただいま社会党の井伊委員から申された通りでありますして、何ら申し上げることはございません。原案に賛成いたします。

○綴治委員長代理 山口好一君。

○山口(好)委員 私は民主自由党を代表いたしまして、本提案に賛意を表するものであります。戸籍法の改正に伴いこの改正は適切妥當なりと認めますので、民主自由党といたしましては、これに賛成をいたしますのであります。

○綴治委員長代理 これにて討論は終結いたしました。これより採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○綴治委員長代理 起立議員。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決せられました。

なお本案の委員会報告書の作成方針については、委員長に御一任をお願いいたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綴治委員長代理 それではそのようにいたします。

○綴治委員長代理 次いで裁判官の報酬等に関する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律案の両案について審議を進めます。總理大臣に対する質問を開始いたします。佐瀬昌三君。

○佐瀬委員 本委員会は裁判官等の報酬に関する法律案、並びに檢察官の俸給等に関する法律案の審議を進行する必要上、總理大臣に対して本法案が政府提案のために、概括的なことをこの際御質問しておきたいと思うのであります。

まず一般的にお伺いしておきたいのは、この法律案が提案される過程において、内閣の首班としての總理大臣が、いかに御関與なさつたか。その経過をあらかじめ承つておきたいと思ひます。

○芦田國務大臣 経過のことは私の記憶をたどつてお答えいたしますが、原案は大蔵省の給與局と法務廳との事務的研究の結果を閣議に提出したのでありまして、閣議においては、きつめて慎重にこれを論議いたし、正式の政府原案として國會に提出したわけであります。

○佐瀬委員 いわゆる二十六日案と二十七日案との食い違いということが、

当委員会において問題となり、法務廳總裁からも、一應の釈明を賜つたのであります。この閣議変更と思われ、るような問題に対して、總理大臣はいかに御関與なさつたか。その点もこの際承つておきたいと思ひます。

○芦田國務大臣 閣議は原則として内閣總理大臣が招集して議長を勤めますから、いずれの場合においても、原則として總理大臣が主宰をし決定を與えます。國會に提出いたしましたものが、これが閣議の正式の決定であることとを御了承願ひます。

○佐瀬委員 その過程において、關係方面に閣議の決定事項を報告される、あるいは通達されるというようなことは、一般におやりになつておることであるかどうか、その点も伺つておきたいと思ひます。

○芦田國務大臣 占領治下における日本の政治のあり方は、政府の独自の見解において立案したものといたしても、この案について關係方面の協力を得るためには、ある程度の打合せを必要といたします。それは御承知の通りであります。その程度の打合せは絶えず行つております。

○佐瀬委員 國內の關係方面について、事によつてはさうなことが、いわゆる閣議の決定事項が通達されるといふこともあり得るのではないかと思ふのであります。本法案に対する閣議の決定事項について、最高裁判所なりに通告するといふようなことも行われておつたように仄聞するのであります。

すが、その点はいかがでありますか。

○芦田國務大臣 だいたい御質問の点が、正確に私は了解いたしましたのであります。が、むろんいよいよ決定をした上で關係者に示すこともあり得ると思ひます。

○佐瀬委員 その場合それが外部的には閣議の決定であるといふふうに承つてよろしいのであります。よろしく。

○芦田國務大臣 閣議の決定した後に通告したものは閣議の決定であります。

○佐瀬委員 その本案に関する部分については、いづれさらに具體的なことは、官房長官及び法務總裁にお尋ねすることに留保いたしておきまして、私は他の一般的な問題について、なお總理大臣に対して質問を続行したいと思ひます。本法案は判例の給與水準を同一にするかどうかという点が、かなり重要な一つの問題とされておるのであります。それに対する賛否両論の根拠は、期するところ、新憲法下における司法権及び司法官の正確なる地位をいかに見るかという点にかかつておるのであります。そのことは同時に、政治的にはいかに三権分立の大原則をいかに認識し、これをいかに運用するかという問題にも関連するように考へるのであります。従つてこの基本的問題をいかに考へるかという点によつて、本法案の可否も同時に結論づけられるのではないかと思ふのであります。その意味において、内閣の首班である總理大臣が、いかにこの点をお考

えになつておられるかということをお承
つておきたいと思ひます。

○青田國務大臣 御承知の通りに、旧
憲法の時代におきましても、もとより
法治國の原則を採用いたしておつたの
であります。明治以來の慣習として、
行政権の作用が強力に作用した結果、
司法権の働きはやもすれば法の適用
を具體問題に對してどうするかといふ
ことにのみ重点をおかれておつたこと
は、天下の認めるところだと思ひます。
しかるに新憲法においては、旧憲法時
代の司法権よりも、さらに高位なる最
高裁判所以下の権限を認めておるので
あります。わが國憲法の解釈機關と
しては、裁判所が國家最高の機關であ
るという原則を明示しておるのであり
ます。その意味において今後の日本の
政治のあり方、あるいは社會經濟各部
門にわたる日本のあり方についても、
最高裁判所がそのゆく道を示す程度に
強い権限を與えられておる。従つて新
憲法による裁判所の地位は、旧憲法時
代に比較して著しく高く、かつ強くな
つておる。かように私は信じておりま
す。

では書類を見なければわからない点も
あるかと思ひますが、内閣総理大臣と
して一應心得ておるべき大綱だけは承
知しておるつもりであります。

○佐瀨委員 これははなはだ細かい点
でお氣の毒な質問であります。大綱
的に御記憶なさつてゐる程度で結構な
のであります。この法律案において
は、判事と検事の等差をどういふふう
につけるかといふことが、中心の課題
になつてゐるのであります。言いかえ
るならば、判事の地位に鑑みて、検事
の地位をいかに本法律案を通して確
するかと、問題になつてゐるわけであ
ります。單に給與といふ金の
の問題ではなくして、地位をいかに憲
法の解釈に基いて確認するかといふこ
とが、その中心の問題であります。そ
の点について、ただいま総理大臣から
は、裁判官の地位職責については、御
認識の仕方をおつたのであります。こ
れに關連して検事をどういふふう
にそれに結びつけていくかといふこと
について、この法案を通して御意見を承
つておきたいと思ひます。

○青田國務大臣 裁判官と検事との給
與については、原則としては差等を設
けることが適當であると考えておりま
す。これを反面から言ひますならば、
裁判官を特に優遇するといふ方針を維
持する限り、他の行政官と裁判官とを
同一の給與におくといふことでは、特
に優遇するといふ趣意が徹底しないわ
けであります。原則としては裁判
官は他の行政官よりも、報酬において
優遇せらるべきである。かような見地
から考へるならば、検事は裁判官より
も低き俸給をもつて満足すべきであ
る。かように考へておりますが、しか

し現在の判事・検事といふ職にある人々
の事情から考へる場合においては、
同じ年齢で同じ教育を受けて政府の官
吏たる職に就いて、今日までは多くの
待遇の差別はなく勤務してきた者が、
新憲法実施の後に、急激にその
俸給の差を生ずるということであつて
は、われわれの社會通念として、その
間検事に對して同情すべき余地もある
やに考へられます。そういう意味にお
いて、暫定的にはあまり急激なる差等
を設けることは適切でない。しかし原
則としては、どこまでも検事と判事の
待遇においては差等をつくるべきであ
ります。かように考へておる次第であ
ります。

○佐瀨委員 本法律案の以前の給與関
係は、これまで裁判官及び検事に對す
る應給俸給法で附つてまいつたわけ
であります。この法案も判事と検事の
間に相當差を設けてきておるのであ
ります。これに鑑みて、ただいま総理大
臣が言われるように、それ以上に差を
設けるということにはなつていないよ
うにわれわれは考へるのであります。
が、先ほど申しましたような裁判官の
優位といふことを承認される、なお従
つて給與の差を設くべきであるといふ
御議論の上からいふと、この給與法案
は、その趣旨に相反する案になつてお
るやうに考へるのであります。この
点はいかがでありますか。

○青田國務大臣 本法律案の趣意は、
ただいま佐瀨君のようにならぬにきて
おるとは考へておりません。

○佐瀨委員 その点の見解の相違が多
分にあるやうに思ひますから、打切つ
ておきます。

○青田國務大臣 基本原則としては、
官吏たる品位を維持するに足る給與を
支給したいと考へております。

○佐瀨委員 行政官にもその地位ある
いは職務の内容いかんによつて、いわ
ゆる職階制といふものを基軸とした給
與案が練られておるといふやうに承つ
ておりますが、その点はいかがであ
りますか。

○青田國務大臣 政府の考へ方は、仕
事の重要性及び責任の大小に従つて、
その間に適當な給與を設けたいと考へ
ております。

○佐瀨委員 畢竟職階制的な差別待遇
といふことも御承認になるわけであ
りますか。

○青田國務大臣 差別待遇ではありま
せん。体の大きい者に大きな洋服を着
せ、小さい体の者は小さい洋服を着る
ことは、決して差別待遇ではないと考
へます。

○佐瀨委員 それは質的に見るか量的
に見るかの觀察の仕方でありまして、
私もその趣旨は諒とするのでありま
す。

○青田國務大臣 本給與法
案について、法務總裁は將來改正する
意向であるといふやうなことを參議院
の司法委員會において述べられたとい
ふことを、新聞紙上で承知しておるの
であります。この点は総理大臣もや
はり同様な御意見をおもちになつてお
られるかどうか、承つておきたい。

○青田國務大臣 ただいま佐瀨君から
引用されました法務總裁の參議院にお
ける発言といふのは、内容が違つて
あります。ただいま法務總裁の言
われたところをそのまま傳へいたし
ますが、參議院の小委員會において
は、判事と検事との報酬は、原則とし
て異なるものを定めるつもりであると
いう意味の発言をしたにすぎないやう
であります。

○佐瀨委員 私のさらにお伺ひしたい
点は、その法務總裁の説明の趣意は、
総理大臣としても、やはり一致した御
意見でありになるのであるかといふ
点であります。

○青田國務大臣 法務總裁は政府を代
表して発言したものであります。か
ら、むろん私の考へと同一であります。

○佐瀨委員 これは經濟界の變動と
か、そういう客觀的情勢に左右される
問題であらうと思ひますが、
政府は近い將來において、さらにこの
法律に對する改正法案を用意されてお
られるのであるかどうか、將來の方針
について一言お尋ねしておきたいと思
ひます。

○青田國務大臣 ただいまのところ
は、修正案を用意いたしておりません
が、他日客觀的情勢が法律案の改正を
必要とする時期になれば、あるいは改
正案を提出することになるかと思ひま
す。

○佐瀬委員 これはこまかな憲法論でありますが、この裁判官の報酬に關する規定としての憲法七十九條及び八十條の末項に、それ／＼裁判官に対する報酬は、在任中これを減額することができないといふに明らかに規定されてゐるのであります。そこで問題は、將來法律をもつて一旦定められたものについての裁判官に対する報酬を、一般的に減額することが許されるかどうか、経済界の変動、國家財政の必要という面から見て、減額する場合に、はたしてこの憲法の規定からそれが許されるかどうかといふことを、同時にこの際問題として考へておく必要があると思つておきますが、この点についての御意見を承つておきます。

○青田國務大臣 現在の経済界の状況から考へまして、今後裁判官の俸給を減額する必要が生ずるとは、今のところ考へてゐないのであります。従つて憲法の規定に反するような立法を行う必要はなからう、がよりに考へておきます。

○佐瀬委員 最後にこれは官房長官等にお伺ひしたいのでありますが、總理大臣にもこの機会に一言確めておきたいと思つてゐます。總理大臣は先ほど政府として外部に、關係方面に通達されたものは決定事項であるといふことを、お述べになつておるのであります。また、官房長官に確めたといふことが、聞くところによれば、この給與法案については、いわゆる四月二十七日案が決定的であるといつて、政府として最高裁判所に通達されたように考へておるのでありますが、その趣旨に變化があるように私考へるのであります。

後政府から提案された法律案を見ますと、それとは違つたものになつております。その点は先ほどの御意見とあたかも矛盾した感があるのであります。が、これについての總理大臣のお考えは、いかがでありますか。

○青田國務大臣 外部に通達したとかいふような事件については、私よりも官房長官の方に、あるいは承知している点があると思ひますから、官房長官からこの点はお答えすることにいたします。

○佐瀬委員 事實の有無は、前にお断りしたように、官房長官に確めるわけでありまして、さういふ事實があつたとするならば、かなりこれは内閣の不統一なり、あるいは法務總裁のお言葉を借りるならば、それは一部の者のよけいなことである、あるいは越権行為であるといふふうに、昨日の記録に残つてゐるはずであります。さういふに思われる節があるほど、きわめてこれは重大な問題であります。従つて總理大臣として、これに対する責任ある御意見を、この際確めておきたいといふ意見でお尋する次第であります。

○青田國務大臣 お答えいたします。議決を経てこれを公布したときにきまるところは御承知の通りであります。日本國民はこれによつてその事實を知り得るのであります。またそれをもつて足るのであります。それ以外に、一々の官吏に向つて、政府はいくら／＼の賃金を決定したといふことを通告する義務は、政府としてはもつていないと考へております。

○佐瀬委員 たいへん首相の御答弁の趣旨に變化があるように私考へるのであります。ありますが、この最高裁判所が、國會に對して提案権をもたないという制度上の欠陥と申しましようか、不備と申しましようか、さういふことが、私は実はこの法律の上において大きな、しかもそれは好ましからざる影響を與へておるよりに考へてゐます。しかしそれは今後の制度の問題として、私も別の機会において取上げたいと思ふのであります。が、實際の問題は、最高裁判所に対して政府がかように決定したといふことを、政府の意向として通達した。しかしその後さういふ事實を無視して、違つた案をまた國會に出したといふことについては、私は少くとも政治道義と申しましようか、政治道義と申しましようか、その面からみて、これは内閣の措置としては適正でないものがあるように考へるのであります。さういふ意味において、私は總理大臣がその間の事情をよく御承知ならば、それに対する責任ある御意見をこの際明らかにしておきたいといふ意味において、重ねてここに御尋ねする次第であります。

○青田國務大臣 先ほどお答えしたところで盡きておると思つたのですが、政府は國會が可決した法律案を成規の手續によつて公布するといふことによつて、官吏及び裁判官の給與が公の効力を有するのであります。それ以前に、あるいはその以後においても、特に政府として行政として行政手續によつて關係者に一々通達することは必要でないと思つておるのであります。それぞれ官報によつて利害關係者は承知し得るのでありますから、さういふ手續は正式に必要とは思ひません。かように考へております。

○佐瀬委員 法律がいかに制定され、またいかに國民に周知されるか、さういふ手續等の問題は、あえて首相にお伺ひせぬでも、國會の方での仕事として、われ／＼は憲法の命するまゝにやつておることでありまして、その点は問題でないものであります。内閣にわれわれが求めんとするものは、現在の憲法の上においても、内閣が法律の提案権を認められておる以上は、その提案権を適正に行使していただきたいといふ意味において、本法案を通じて見ると、多少遺憾の点があつたのではないかと、さういふふうに思ふがゆゑに、この点をただいまお伺ひしておいた次第であります。しかしその点はこれ以上質問せんから、私の總理大臣に対する質疑は、これをもつて終りたいと思ひます。

○鐵治委員長代理 中村又一君。

○中村(又)委員 私は裁判官に対する優遇上の問題解決のために、報酬に關する法律案が提案されたことを、非常に喜んでおります。申し上げるまでもなく、裁判官に廣い意味における司法官としての判檢事に対する待遇上の改善の問題は、多年の事情でありまして、歴代の内閣がこれを解決すること能はず今日に至つたのであります。新憲法の實施せられます今日におきまして、やつと現内閣がこれを取上げて、こゝへ根本的な解決の第一歩を試みておられます。しかし私は大きな眼目から、總理大臣に一点二点だけをお伺ひしたいと思ひます。

憲法第七十九條第六項及び第八十條第二項に——佐瀬君も大体申しました

が、報酬という文字があるのであります。——お答えは總理でなくともよろしうございます。總裁でも結構であります。報酬という言葉があるのではありませんが、憲法上いふところの報酬は、俸給との間においてどういふ意味で性質であるか、あるいはどういふ意味であるか、あるいは報酬の意義について、ちよつとお伺ひをしてみたいと存じております。

○青田國務大臣 報酬という字をここに掲げておきますのは、憲法の規定に従つて、裁判官の報酬と言ひたのであります。普通で言へば給與といひますが、俸給といひますか、特に定額の俸給以外に特別の金錢的の給與をするといふ意味ではないのであります。裁判官が國家から受ける給與はそこに掲げてある報酬が唯一のものであります。それが全部であります。さういふ御承知を願ひます。

○中村(又)委員 これは少しく今日まで言われたこととは異なる考え方と思ひます。大分分るははずない考え方か、かりませんが、すなわちこの條文の中に、「裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」といふようなことになつております。裁判官は定期に相當額の報酬を受けるといふことから考へまして、これは毎月給與される俸給と違つたのではないかと。裁判官の身分を保ち、その地位を保障するために、特に定期的に、たとえば、正月に賞與金を拂う、あるいは年に四回くらい特別に報酬といふ意味において手当てに類すべきものを支拂うといふようなことを考へたのであつて、俸給といふのは、

第一類第四号 司法委員會議錄 第十七号 昭和二十三年五月六日

本質が違ふのではないかということ
を私は考えるのでございます。従つて
もう少し詳しく申し上げます、在任中
これを減額することを得ないというよう
なことなども思ひ合せてみますと、
元來この人件費と物件費というよう

ものを取上げて考慮するときにおき
まして、インフレの現状などから見通
まして、物件費はいくら上つても、世
の中の変動によつて自然に物件費の解
決はそのまま行われていくのでありま
するが、人件費の場合におきまして
は、一たび増額すると、その額とい
うものを時の勢に伴はしめるというこ
とは、非常な困難な大事業となつてしま
うのであります。ところが憲法におい
ては、これを減額することを得ないとい
うような文句があるのであります

が、これは軽い意味におきまして、相当
額の報酬というものは、かつて私の
経験から申しますと、金鶏勳章年金の
値上運動を私はしたことがある。その
当時、時の内閣は言うたのであります
が、金鶏勳章というものは、世の中の
物價指數が大変動を來しても、年金は
十年一日、百年一日のごとくすえお
いておくと云へば、この年金というも
のは、世の中が變つても、殖やしたら
最後、減らすことのできない性質のも
のである。そこでいへば、当時の考
え方でありまして、これはお手許金で
あつて、法律で上げたたり下げたりす
ることは、考え得られないところの性質
のものである。それだから、これはた
だありがたいということに中心を置い
て、金額の多少ということに重きを置
いていないのだ。百円、百五十円の年
金では、金鶏勳章の値打がないと諸君
は言ひけれども、金の多寡ではないの

である。とにかく恩給のような意味に
おいて増額はまかりならぬという当時
の政府の説明であつた。そこで私の考
えるのに、この裁判官に対する報酬と
いうようなものを、在任中減額するこ
とはできないというやうな文句などと
照し合せて考えてみるべきにおきま
して、相当額の報酬——昔の考えから
申しますと、金鶏勳章年金のように、
いわゆる一つの高い考え方をもちつて、
裁判官に対するところの尊敬の手当と
しての考え方をここに出しておるのじ
やないかということなどを私は考えま
して、この俸給と報酬というものを二
つに分けるのではないかと思ひます
が、總理のお考えはいかがでございま
しょうか。

○菅田國務大臣 たいだいまの中村君の
御質問の、報酬という文字に多少の疑
義があるというお話は、從來世の中に
使われておつた報酬といひ、俸給とい
ひ、いろ／＼な色彩を異にした金の支
給があつた例に鑑みて、一應ごもつと
もな点があると思ひますが、しかし本
法律案における裁判官の報酬という文
字は、平たく言へば月給ということに
相當するものでありまして、憲法の用語
に従つて、ここに報酬という文字を使
つたにすぎないのであります。その点
は誤解のないように、はつきりお答え
いたしておきます。

○中村(又)委員 總理に対する質問と
しまして、いま一点お伺いをいたして
おきますが、これは憲法の法律上の
お尋ねでありますから、ごく簡単な
お尋ねでございます。國費の支出とい
うものは、もつぱら内閣の責任におい
てなされるものであり、従つて予算の差
異は、内閣に専門をいたしておるこ
とは、旧憲法と同様と私は考えており
ます。この建前から考えますと、す
でに檢察官の俸給等に関する法律案、
及び裁判官の報酬等に関する法律案と
いうものが、閣議決定のものとに
われ／＼の手もとに提案をされてしま
つておるのであります。そこでかれこ
れ議論もありまして、予算の差異は
が内閣に専門をいたしておるという建前
から見るときにおきましては、唯一の
立法機關の構成員たるわれ／＼お互ひ
は、政府が提案をいたしておるこの案
に對しまして、費目の削除、あるいは
金額の削減というやうなことは、法律
上可能でありますけれども、出た案
に對しまして、金額を増すこと及び費
目を新たに設けるというやうなことは、
不可能だという見解を、私はもち
ておりますが、總理大臣はどういう
やうな見解をおもちでありますか。

○菅田國務大臣 私の了解しているこ
ころでは、新憲法のもとにおける國會
の権限は、從來とは變化を受けており
ます。予算の修正の際に費目が増加す
るといふことは、歳入歳出の予算の均
衡を得る限り、國會においてなし得る
と了解いたしております。

○中村(又)委員 金額の増加も、國會
はなし得るのでございませうか。

○菅田國務大臣 その通り解釈してお
ります。

○佐瀬委員 関連事項について簡単に
お尋ねいたします。法律と予算の問題
であります。國會で立法された法律
は、政府はこれを忠実に履行しなければ
ならぬといふことに憲法七十三條で
規定されておるのであります。予算を
伴う法律の場合において、いわゆる必
要費は、予算編成上これがいかにうに
今後運用されるかという点について、
概括的な總理大臣の御意見をこの際承
つておきたいと思ひます。

○菅田國務大臣 法律案を提出して、
その法律の結果當然必要とする経費
は、政府の責任において、むろん予算
案に織りこんで、國會の承認を経べき
責任があると考えております。

○鍛冶委員長代理 花村君。

○花村委員 昨日は法務總裁にお尋ね
をいたしまして、中途で打切ることにな
つたのであります。本日は内閣總
理大臣に一應お尋ねをいたしたいと思
つております。裁判官と檢察官につ
いて、その本質的な性格から見、ある
いは憲法その他の法令等に鑑みまして、
その差異を設けなければならぬとい
うことはお認めになつておるといふこ
とであります。それはしかるべきこと
であると思ひますのであります。そこ
で私がお尋ねしたいのは、しからば
さういふ、すべての観点から見、差別
を設けなければならぬといふ見地に立
つて、本法案を見てもまる場合に
て、全般的から申しますならば、ほ
んどその差異が設けられておらぬと
申し上げても、私は決して過言ではな
かろうと思ひます。もつとも
檢察總長並びに最高裁判所長官の俸給
については、差等が設けられておりま
するが、その他はほとんど均等しい差
異が設けられておらない。そうしま
す、總理大臣の御意見と、ただいま議
題になつております本法案との間に矛盾
があると申さなければならぬと思ひ
てあります。本法案のどこがあなたに
お尋ねした特論に基いて差異が設けられ
ておるかといふことの御指摘を、まづ
願ひたいと思ひます。

○菅田國務大臣 ちよつと手もとに法
律案を持つておりませんから、ごくこ
まかい数字を申し上げることは困難か
と思ひますが、裁判官と檢察官を對照し
て、現在の改正案によつて俸給が同一
であるといふのは、ごくわずかの程度
であります。全判事と檢察官との俸給を
比較いたしますと、初任級は判事と檢
事は同一であります。それから高等裁
判所に相當する檢察官の俸給は、判事と
同一であります。それ以外は全部判事
と檢察官とは俸給を異にしておるのであ
りまして、政府として、花村君の御指
摘のようには考えておりません。

○花村委員 總理大臣は議案をよくご
らんにならないと思ひますのであります
が、こういう重大な法案に對して、少
くとも責任ある答弁をなされるのに法
案をごらんにならぬことは、まことに
遺憾であります。もしお手もとになけ
れば差上げてでもよろしいが、たとへば
例をあげて申しますと、最高裁判所長
官は二万五千円になつており、檢察總
長は二万円あります。ところが東京
高等裁判所長官は一万八千円であり、
しこうして東京高等檢察廳の檢察長は
一万八千円で、これは同額であります
。それから東京高等裁判所長官以外
の高等裁判所の長官は一万七千円にな
つておる。ところが東京高等檢察廳の
檢察長以外のその他の檢察長は一万七
千円になつておる。まずこの点だけを
ただいまのやうに指摘してみても、少
しも變つておらぬではないですか。こ
れをしもあなたは變つておるとおつし
やられるのですか。

○菅田國務大臣 花村君は私の答弁を
間違つてお聴きになつておると思ひま
すから、あとでよく速記録をお読みくだ

い。私の言つたことは、決して間違つておりません。ただいまあなたの言われた東京高等検察廳の検事長及び東京以外の大長検事及び東京以外の高等検察廳の検事長、これは裁判所と同等だということ、先ほど私ははつきり申しました。それから初任の場合に検事と判事とが同級である。これ以外に判事と検事とははつきり俸給の差別があるといふ先ほど私はお答えした。もう一遍通記をよくごらんくださいばわかります。

○花村委員　そうおつしやつたといえ、私の聞き違ひであります。それは、私のお尋ねしますが、検事長並びに高等裁判所長官が同一であるといふのは、一体どこからきておるか。それを伺いたいと思つております。あなたは裁判官並びに検察官に關します旧來、並びに現在の俸給令をごらんにならぬから、そういう御答弁をなさるのじやなからうかと私は思ふ。まず第一に、明治二十三年の判檢事官等俸給令という勅令に見ますれば、大審院長が勅任一級俸、それから検事總長が勅任一級、それから検事總長が勅任二級俸、これは前から差があります。それから控訴院長が東京、大阪が勅任二級俸、その他が勅任三級俸になつております。それから控訴院の検事長が、東京、大阪が勅任三級俸または勅任二級俸、その他の検事長は勅任四級または三級俸、こういうことになつておりました。この二十三年の勅令によれば、そうした差異を認めておる。それからさらに明治四十四年の判檢事官等俸給令によりまして、やはりただいま私が読み上げましたごとく、判事と検事の間に差異を設けてある。それから

さらにその後になつて、大正三年には大審院長が親任官に相なつておる。その当時は検事總長は勅任でありました。もつともその後には検事總長も親任官に補せられた例はあるのであります。これは検事から司法大臣になられた大長、平沼騏一郎氏ほかつと六、七人が継続してなされたので、これはどういふ意味をもつて改正したかといふことが、検事の俸給がや裁判官の俸給に近づいておる。それからなお現行法の規定を見ましても、昭和二十二年四月十六日の裁判官の俸給等の緊急的措置に關する法律、この法律によりまして、これは検事とは異つた特段なる裁判官獨特の俸給令が設けられておる。これは一々読み上げれば長くなり、ますから、私はここで読み上げません。この法令をごらんになればわかると思つておりますが、第一條、第二條、第三條、第四條、第五條に規定が設けられておるのであります。明らかに行政官と變つた特殊の規定が設けられておる。これは要するに裁判官の特殊性から出た本質的の差異をここに認めたものであると申し上げてよろうと思つております。ところが昭和二十二年四月十六日の檢察官の俸給等の緊急的措置に關する法律によりまして、

こういう規定が設けられておる。第一條には檢察總長の規定がありますが、第二條には檢察總長以外の檢察官の受ける俸給の額は、当分の間、一般の官吏の受ける俸給の例によるという規定があります。これは言うまでもなく、一般の行政官と同一に扱うべきものであるという規定であることは、多く申し上げるまでもございません。そこで昭和二十三年三月現在の裁判官の報酬と檢察官の俸給を對比してみますと、最高裁判所長官が三千元、検事總長が二千四百九十円、東京高等裁判所長官が二千四百九十円、検事長が二千四百円、その他の高等裁判所長官が二千四百円、検事長以外の大長、東京の検事長以外の検事長が一千九百円、判事には特号といふのが特に設けられて、二千二百円といふことに相なつておるのであります。この例に見ても、明瞭に違つております。これは言うまでもない。この歴史において、また現在において、こういう差異を設けておりますにもかかわらず、本案において差異を設けないう理由は一体どこにあるのです。どういふ理由に基いてこの差異をたゞいま出してあります法案において設けなかつたのであるか。その理由をお聴きしたいと思つております。

○實田國務大臣　お答えいたします。先ほど佐藤君の御質問に答えたときに、花村君が御出席でなかつたといふことは、まことに遺憾なことでありまして、ただいまの御質問の趣意は、佐藤君よりもお尋ねがあつて、ただ異なるところは、詳細な書き物をお読みになつたかならないかだけの違ひでありまして、一應私からお答えいたしましたのであります。その意味を重ねてさらに敷衍して申し上げます、なるほど明治時代には裁判官と檢察官の間の待遇の區別が、非常に明確であつた。ところが大正になつてこの間の差別がだん／＼狭められてきて、先ほど花村君がお読みになつた通り、当時の勅令によつて勅任官の俸給令といふものによつて判事も検事も同一待遇を受ける規定に變つたのであります。最近に至るま

で、判事と検事との俸給の間には、特別に顯著なる等差はなかつたわけであり、しかしながら、先ほどお答えした通り、新憲法の精神に基いて、裁判官の特別の地位を認め、その責任に相當する報酬を與へるべきであるといふことから、原則論としては、裁判官と検事との間に受取るべき給與に差別をつける。ただ改正の現段階において、檢察方面に相當の人材を新たに吸収しなければ、有爲な檢察官が得られないような事情もあり、また長い年子を経て、司法省の生活を営んで來た判事と検事とが、この改正のために著しく懸隔を生ずることであつて、政府は今日まで採用の際に示しておつた目標と、あまりに懸隔を生じて、人材を引き止めておくことの上に困難があるのであります。ゆゑにその原則は、遠からずその精神のもとに修正を加へるとしても、今日の修正案としては、特殊の場合に限つて判事と檢察官との間の待遇を等しくすることが、檢察事務刷新の上に適当である、かように考へて特殊の例外を設けるといふことにいたしましたのであります。

○花村委員　特殊の例外をお認めになつたのであります。たゞとて申しますれば、東京高等裁判所長官といつたような人々は、その事務の範圍において、非常に廣い職域をもつておると申してよろうと思つて、検事の方です。たとへて申しますれば、檢察の方は刑事事件、なかんずく捜査並びに訴追の面といつたような一部の職域を持つておるにすぎないのであります。けれども、少くとも高等裁判所の裁判長において、ただに刑事のみに止まらず、民事も行う、それに加えて特許事件も加わ

つており、あるいは独占禁止法に關する法律も扱い、さらに海難審判に關する事件も扱つておる。でありますから、その職務上の關係から見ますならば、著しく廣汎にわたつておる。ところがこういう廣汎にわたつて、いろいろのむづかしい事件を處理していかなければならぬといふ裁判官、その裁判官の職域を見ずして、検事長と高等裁判所長官と同一に扱うといふのは、一体どういふ意味であるか。今檢察の方には人材があまりないので、よき人材を得るために、判事と同一なる待遇をすることが望ましいのであるといふようなお説であつたのであります。が、決してわれ／＼は今日檢察官の素質が劣つておるとは考へておらない。もちろん今後において今日よりもより以上その能率において、あるいはその人格において、すべての面から向上せしめなければならぬことは異論はないのであります。が、しかし今日現在檢察官の素質が劣つておるとは私は考へない。どういふ点をござらんになつて、そういうことを言われるか。そしてまた判事と檢察との俸給を同一にするといふことによつて、よりよき檢察官が得られるものであるといふやうな單純な頭で、人材登用の問題を考へるならば、これは大なる誤りであると申さなければならぬ。むしろわが國の裁判官にしろ、檢察官にしろ、もちろんその給與等の待遇がよくなければ、その官に就くことを希望せぬといふやうな司法官は、まづ大體ないと思つてよろうと思つて、もしもそれ相當の地位にあつたところの待遇をしてもらうべく希望することは當然でありまして、また希望するにせざるにかかわらず、國家機構の

上から見て、地位に相当するものと給與、あるいは待遇を興えることは、当然であります。その望むと望まざるにかかわらず、それはやはり相当の地位に對應するところの報酬をみるのは当然のことである。でありますから、當事の俸給が少なからず、檢事にならぬといふような、そんな内閣總理大臣のようになかなかな考へをもつた檢察官は一人もおらないと、私は斷言してはばからない。かような観点から考へてみます場合に於いて、憲法上認められた特異性をもつた裁判官、しかもその職域において檢事よりも廣汎なる仕事をもちつてゐる裁判官、こういう観点から見て、當然東京高等裁判所所長のごときは檢察長と異なつてしかるべきものでありませんか。これははつきりしすぎるほどはつきりしておる。しかも、過去の歴史に徴しても、また現在もそうなつておるではありませんか。現実もそうなつておる。差異を認めておる。

それはあなたの言われるような人材を登用する意味で同一にというやうな、そんな説明は、少くとも司法委員会では通らぬと、私は申し上げていいと思ふ。もう少し高度の、もう少し何人も納得いき得る理由がなければならぬ。そういう理由では、われ／＼が承知しないのみならず、一般國民も、おそろく承服しないであらう。しかも、檢察官そのものも、そういう理由であつては納得しないであらう。もう少し少く何らかの理由があらねばならぬと思ふ。むしろ私のたゞいま申し上げました事例に見ても、これは差異を設けるのが當然過ぎるほど當然であらうと思ふのであります。内閣總理大臣の御所見を重ねてお伺いします。

○青田國務大臣 判檢事の間の報酬給與の差別を設けることが適當だといふ御意見については、政府もその通りに考へております。そのことは当初私からはつきり申し上げております。ただ過渡期において、一時檢察官採用等の場合において、わずかの例外を残すことが適切であるといふやうに考へた結果、かような案をつくつたのであります。花村君が話になつたやうに、現在の檢事に人材がないといふときとは、私は一言も申し上げておられません。これは速記録をお調べくださればよくわかる。ただ俸給をよくすることにやつて人材が集まるというところは、これは今日の社會狀態においては免かれ得ない現象であります。月給を安くした方が人材が集まるという理屈は、私どもの常識には通らないのであります。さういふ観点から、特にわずかな例外を設けたというにすぎないのであります。

○花村委員 特殊な例外を認めるのもまたやむを得ぬといふお話であります。が、しかし特殊の例外を認めたものの例外が、きつめて不合理なのであります。たゞいま私が例をあげて申しましたやうに東京高等裁判所所長官、並びに東京檢察廳檢察長この兩者について例外を設けるといふことは不合理であり、意味をなさぬと申していいと思ふのであります。先ほど私が申し上げました今までの判檢事等の俸給令に見ましても、また現在の裁判官の報酬並びに檢察官の俸給の制度に見ましても、この兩者をはつきりと區別をいたしまして、東京高等裁判所所長官を上に見ておる。こういうわかり切つた事柄について、例外を設けるといふやうなことを

は、まつた理由がないと申し上げていいと思ふのであります。しかもその例外が總理大臣の根本的の考へ方に副つた例外であるといふのであるならば、これはまだしもでありますけれども、その根本の考へ方にまつた反するところの不当、不合理な例外であります。さういふ例外を認むること自体が、すでに裁判官と檢察官の待遇上のすべてに暗い影を投げるやうなことになるのではなからうかと思ふ。さういふわかり切つたことは、何も例外を認むる必要はないのではないでしようか。それですから、さういふ不合理な点は、すべからず是正すべきものであると考へ、われ／＼もこの点に對しては、修正すべきものであるやうに考へておるのでありますけれども、この点に對して、もし衆議院で修正をするという場合においては、もちろん喜んで御同意をなさる御意見があるかどうか。それを承つておきたいと思ひます。

○青田國務大臣 國会の多数によつて可決された法律は、政府の力をもつてして、毫末も變更することはできません。これはもう御承知の通りであります。

○花村委員 この点は要するに議論のわかることであるから、この程度にいたしておき、われ／＼はわれわれとしてのとるべき処置を考へることといたしまして、次の質問に移らうと思ふのであります。

ここに於ておきます本案は、法務總裁の言われるところによりますれば、二十六日の閣議で決定せられたものである、さういふことではあります。しかし有力なる關係の言によりますと、

またその他關係者等から聞き知つたところによりますれば、本案は三十日の閣議において修正せられたものであります。二十七日の閣議において修正せられたものである、二十七日の閣議にかけられたる裁判官並びに檢察官に關する待遇については、少くとも先ほど來内閣總理大臣が述べられたやうには、つきりと裁判官の高位待遇を認められ、さうして裁判官と檢察官の間にはつきりとした差異が設けられておつた。この案が二十七日の閣議に諮られた決定をいたしたといふことで、その二十七日の午前十一時に有田官房次長は、内閣官房長官の代理として最高裁判所所長官を訪問し、時あたかも所長官は不在でありましたので、最高裁判所事務總長に面会をいたしまして、さうして閣議でその朝決定した法案について報告をされた、さういふ話であります。その点ははいかがであります。

○青田國務大臣 閣議で二十六日以後、いろいろ議論した内容を御承知のやうであります。これは公の席上において閣議内の議論を申し上げることとはどうかと思ひます。私からは差控えておきます。

なお政府の役人が裁判所所長官を訪問してどうかうといふ話であります。これも政府としては何ら行政上とるべき必要の手段をつたといふ意味の行動ではなからうと思ひます。全然非公式に、ただ話をしたといふことであつて、政府としては、裁判官の俸給をきめるについて、最高裁判所所長官の了解を求めるとか、事実において報告をするとかいふ義務は、一切もつておらぬ。その点は何ら政府としての公の措置として行われたことではないと考へます。

○花村委員 私は閣議の内容を聴こうとするのではありません。内閣においても、新聞紙上に発表をいたしてありますので、新聞紙上に発表する程度のことを、司法委員会において報告するのは當然であります。また報告しても決して差支えなからうと思ふ。何も閣議の内部的なこまかいことを、こゝで報告してくれといふのではない。閣議において決定したその法案の大体がいかなるものであり、さうしてその決定した法案が、さういふやうになつてきたかといふやうなことであれば、この司法委員会が発表してもよいのじやないでしようか。それまで秘密で発表できぬと言ふのです。民主政治のもとにおいては、むしろ閣議も全部発表してもよい。内閣でやる閣議もさうないでしよう。秘密會議で閣議が開かれて発表できぬものであるといふのであります。すなわち、これは格別であります。が、民主政治のもとにおいて、閣議もできるなら発表してもよいじやないですか。しかし私はその閣議の詳細にわたつて、内部的のことを発表しろと言ふのじやない。いかなる法案をいつきめたかといふやうなことでない、発表されてもよいじやないですか。現にこの四月二十七日決定した閣議の案は、その晩のラジオでも放送され、二十八日の朝の新聞にも出ておるではありませんか。聞くところによると、内閣官房長官は、それを新聞記者を集めて発表したと聞いておる。さういふ公けに発表したことを内閣總理大臣が今日司法委員会が発表できぬといふのは、それはさういふわけですか。

○青田國務大臣 お答えいたします。

むろん閣議において確定した前後の事情についても、國民の利害に重大なる關係があるものは、必ずこれを発表いたしております。それは花村君もよく御存じのことであります。しかしながら、発表すべきであるものは、どこまでも秘密にしておることは、ちやうど議會において秘密會議の速記録を公表しないのと同様であります。いかに民主政治においても秘密會議の會議録を公表することは慣例にもありません。内閣においても同じ手段をとつておるのでありまして、特に閣議を議會の秘密會議以上の秘密主義をとつておるとは考へておりません。またいつ決定したかといふことは、三十日の閣議で決定した法律案を國會に提出したのであります。それ以前に種々の議論があつたとしても、これをもつて最終的の閣議の決定にはならなかつた。三十日に決定した。しかしその日にちが違つておるといふことでありますれば、私からあらためて申し上げておきます。閣議の決定は、先月の三十日に決定したといふことをはつきり申し上げておきます。

○花村委員 それをお聴きすれば、私の質問の大体の中心にはいつておるわけですが、私も何も秘密なことをここで発表しろと言つたのではないのであります。秘密のことではなくて、新聞に発表するくらいなことはいじやないか。こういうふうに今申し上げたのであります。首相の御答弁ではつきりいたしました。そこで私はさらに念のため首相に申し上げておきたいのが、二十六日に現在出ておりますこの法案が閣議にかけて決定せられ、しかも閣員がこれに署名捺印したという事

実がありますかどうか。まさかそれも秘密で発表はできぬとおつじやいますまいけれども、そういう事実があるか、その程度はお漏しになつてもいいと思ひます。

○青田國務大臣 私の記憶によりまして、当時この俸給といふものは別表についておりまして、そうして閣議の決定によつて、いきおい別表が変更されるわけでありました。その別表は、まだその閣議ではきまつていなかったと思ひますが、おもてについておる書類は、あるいは準備のために署名したかと思ひます。しかしあらためて申しませんが、閣議の署名といふものは、あらかじめ準備のために署名をとつたといふことが時々ありまして、必ずしも書類が全部最後までそろわなければ署名しないという習慣ではないのであります。必要な訂正を加へ、別表を附け加へる程度のことならば、あらかじめ署名、捺印をとつたといふことは、しばしば行われておる慣例でありますから、それほどむづかしくお考えくださる必要はないのであります。いよいよ最後に閣議でもつてきつめようといふ話がつたときに、閣議は決定する。大臣の署名した刹那に閣議がきまつたといふ慣習ではないのであります。準備のた

めの署名といふことは時々行つております。そこはあまり窮屈にお考えくださらずに、問題は三十日にきまつたのだ。こうお考えくださればこの問題はつきりすると思ひます。

○花村委員 私は別表のことを聴いたのではないが、御丁寧に別表のことまで御報告せられて……

○青田國務大臣 御入用がなければ別表だけは取消します。

○花村委員 何も私は別表についてどうこうといふことを聴かなくてもいい。しかし署名等に対して、窮屈に解釈しないでもいいというお話であります。私は決して窮屈に解釈をいたしておらない。そこで私は法務總裁に一つお尋ねをいたそうと思ひます。総理大臣のたゞいまの御答弁で、きつめて明瞭になりました。私は感謝をいたしましたが、きのう私があなたに質問をいたしましたときに、これは速記録を見ても明瞭であり、他の委員もよくお聴きになつておつて、わかつておるであらうと思ひますが、本日審議せられておるこの法案は、二十六日の日に閣議で決定した。そうしてその閣議が閣議の決定した書面に署名捺印せられて、そうして二十六日の日に確定したのであるから、それ／＼の人にこの法案を議會にかけるようにといふことで渡したといふことを、あなたはつきりおつしやられた。そこで私はそれは間違ひじやないのか、三十日の閣議で決定したといふ話を、閣僚の一人からも聞き、また他の人からも聞いておるが、それは間違ひだらうと言つて、念を押したところが、そうじやないといふことで、はつきり否認された。そうすると一つの法案について閣議といふものは二つあつたわけですか。一つは二十六日の日に閣議をして、そうしてそこで決定して、総理大臣の言うように、さらにこの法案を閣議にかけて決定したといふことで、二度決定しておるという結論になるのであります。閣議といふものは、そうせなければいかぬものでしょうか、そういうことはあるまいと思ふのであります。この点は法務總裁いかがでしょう。

○鈴木國務大臣 お答えをいたします。昨日詳しく申し上げました通り、私は二十六日の閣議で決定したと理解しておるのであります。しかし昨日も、一應二十六日に決定したと、一應という字をつけておきましたのは、結果から見て、結局その後また解釈について疑義が生じて、二度の閣議で話題になりましたがゆゑに、結局一應と申し上げなければならなかつたわけですが、私が二十六日に署名を了して、官房長、人事課長等に、こういう案になつたから、これを清書して、大蔵省給與局長とも協議をして確定案にして、議會に提案する準備をせよと申し残して出発をいたしましたときには、確定したものと私は考へて出かけたのであります。その後翌日の閣議で、前の日の閣議と理解が異なるものが出てきた。それが話題となり、そして大勢がそう赴かうとするのを聞知いたしました。ゆゑに、私はさらに私の帯ののを待つて、正確に解釈をして決定してほしいといふことで、三十日に帰つた後出席をして、やはり二十六日の決定が正しいのであるといふ再確認をしてもらつた。ここに初めてこれを議會に提案することになつた。こういうふうに御説明申し上げたつもりであります。総理のお考えと、私の考えとに若干の違いがあるといひましたが、事実を見ることにしておいて、感じ方が違つただけでありまして、事実が少し違つておらないと考へるのであります。

○花村委員 今法務總裁の言われたことと、きのうの答弁とは、ちよつと違つておるようであります。きのうは私はその点を何度かよく念を押した。二十六日にきまつた。きめるときは、

この法案を示して、そして閣議で一々俸給等に関する数字を見て審議をなすつたのかと言つたら、そうだといふお話だつた。そして二十六日にきめた。ところが二十七日に閣僚の一部の者が、きのうきめた案では、判事の方が檢察官より俸給が千円だけ一率に高くなつておるといふ話が出されて、問題になつたといふお話であつたのでありますから、私はさらに念を押した。しかし二十六日にその案を示して、そしてこの数字を見てきめたものを、一千円の食い違いがあるとかないとかいふ問題は起きぬではないか、もしそういう問題が起きるとすれば、二十六日の閣議では、ろく／＼案を見ずにきめたといふようなことにもなりはせんかとまで、口をきわめてあなたにお尋ねしたことは御承知だらうと思ふ。ところが二十七日は案によつてどう言つたのじやない。閣僚の一部の者に、千円ずつの差があるといふことで問題になつたといふので、三十日までそれを延ばしてもらつた。そうして二十七日に他の閣僚が言われたことが間違つておるといふので、三十日に了解を得たのである。了解とは申しませんが、再確認をしてもらつて、そしてそれは問題にならなかつた。こういうお話だつた。そういうあなたの言葉から言へば、二十六日の閣議でこの案が決定していることは、きわめて明瞭でありませぬか。何ら疑義を挟む余地はない。ところが内閣総理大臣の言によれば、それは前にはきまつたのだ、三十日にきまつたのだと言われる。ここに内閣総理大臣と法務總裁との間に大きな間違ひがあるのでありますけれども、これはただに間違ひとして看過するわ

この法案を示して、そして閣議で一々俸給等に関する数字を見て審議をなすつたのかと言つたら、そうだといふお話だつた。そして二十六日にきめた。ところが二十七日に閣僚の一部の者が、きのうきめた案では、判事の方が檢察官より俸給が千円だけ一率に高くなつておるといふ話が出されて、問題になつたといふお話であつたのでありますから、私はさらに念を押した。しかし二十六日にその案を示して、そしてこの数字を見てきめたものを、一千円の食い違いがあるとかないとかいふ問題は起きぬではないか、もしそういう問題が起きるとすれば、二十六日の閣議では、ろく／＼案を見ずにきめたといふようなことにもなりはせんかとまで、口をきわめてあなたにお尋ねしたことは御承知だらうと思ふ。ところが二十七日は案によつてどう言つたのじやない。閣僚の一部の者に、千円ずつの差があるといふことで問題になつたといふので、三十日までそれを延ばしてもらつた。そうして二十七日に他の閣僚が言われたことが間違つておるといふので、三十日に了解を得たのである。了解とは申しませんが、再確認をしてもらつて、そしてそれは問題にならなかつた。こういうお話だつた。そういうあなたの言葉から言へば、二十六日の閣議でこの案が決定していることは、きわめて明瞭でありませぬか。何ら疑義を挟む余地はない。ところが内閣総理大臣の言によれば、それは前にはきまつたのだ、三十日にきまつたのだと言われる。ここに内閣総理大臣と法務總裁との間に大きな間違ひがあるのでありますけれども、これはただに間違ひとして看過するわ

この法案を示して、そして閣議で一々俸給等に関する数字を見て審議をなすつたのかと言つたら、そうだといふお話だつた。そして二十六日にきめた。ところが二十七日に閣僚の一部の者が、きのうきめた案では、判事の方が檢察官より俸給が千円だけ一率に高くなつておるといふ話が出されて、問題になつたといふお話であつたのでありますから、私はさらに念を押した。しかし二十六日にその案を示して、そしてこの数字を見てきめたものを、一千円の食い違いがあるとかないとかいふ問題は起きぬではないか、もしそういう問題が起きるとすれば、二十六日の閣議では、ろく／＼案を見ずにきめたといふようなことにもなりはせんかとまで、口をきわめてあなたにお尋ねしたことは御承知だらうと思ふ。ところが二十七日は案によつてどう言つたのじやない。閣僚の一部の者に、千円ずつの差があるといふことで問題になつたといふので、三十日までそれを延ばしてもらつた。そうして二十七日に他の閣僚が言われたことが間違つておるといふので、三十日に了解を得たのである。了解とは申しませんが、再確認をしてもらつて、そしてそれは問題にならなかつた。こういうお話だつた。そういうあなたの言葉から言へば、二十六日の閣議でこの案が決定していることは、きわめて明瞭でありませぬか。何ら疑義を挟む余地はない。ところが内閣総理大臣の言によれば、それは前にはきまつたのだ、三十日にきまつたのだと言われる。ここに内閣総理大臣と法務總裁との間に大きな間違ひがあるのでありますけれども、これはただに間違ひとして看過するわ

なつたように承つたのでありますが、ただいま花村君の質問に對しましては、總理大臣は近い將來において修正するとしても、現段階ではこの程度のもので法律が適切であるというふうに考えておるといふ趣旨のことを、述べられておるように聞いたのでありますが、一本そういうた事情のもとに、私とは、政府が將來また改正案をむしろ考えられるということが、この法案をそのまゝ

ま可決するか、あるいはこの機会に修正案を出すかどうかという、われ／＼の態度を決定する上において、きわめて重大な要素になると思うのであります。従つて改正の案を將來においてもたれるかどうかということを、一應は

つきりとこの際御答弁になつていたな
きたいと思ひます。

○青田國務大臣 判檢事の給與の區別
を明瞭にするという原則は今日から立
つておるわけであります。従つてこの
線に沿つて將來必要とする改正を行

つもりでおりますが、現在具体的に何をいくらという案は、まだできていないのであります。その意味のことを花村君にお答えをし、またあなたにお答えをした、かように私は心得ております。

○佐瀬委員 先ほど法務総裁が、將來改正の意思があるというふうに參議院の司法委員會で述べ、かつそれが新聞が出たのは誤解であるというふうに御説明もあつたようでありますけれども、ただいま總理大臣の趣旨におい

て、これは一致するというふうに認めておいてよろしいのでありますか。この点を一應お伺いいたします。

○芦田國務大臣　参議院のことはちよつと私からお答えをいたしかねます。

が、私の答弁をそのまま御了解してくだされば、それで間違いないと思います。

○鈴木國務大臣 参議院においては、私は在野時代から判事と検事というものは区別あるべきであつて、殊に新憲法においては裁判官を一段高くしたことは間違いないので、そうして法廷の構成も、弁護士と検事とは対等に相闘う。そうして判事が一段上におつてこれを裁くという態勢をとらせることが望ましい。従つて將來の問題としては、ぜひそういう機構をつくり出すために努力するつもりである。そういう立法も考慮しておる。従つて將來判事となり検事となる人は、新しいそういう制度のもとに志望してやつてくるのであるから、最初から差別待遇をされても、不愉快な感情をもつようなことはないと思います。今日の判検事諸君は、ほぼ同様に待遇せられてきたのであります。ここで突如として待遇を差別するということは、現実の事情に合致しない。ゆえにこつちの法案を提出したのである。將來の問題としては、ぜひそういう制度を近き將來に開始したい。ことしはいる人からそれが適用されるくらいにしたい、こういう氣持をもつておるといふことを、お答え申したのであります。今も同じ考えをもつておることを申し上げます。

○鍛冶委員長代理 それでは總理大臣に対する質問は、明日午後に延ばしまして、これで休憩します。

午後一時三十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

戸籍手数料の額を定める法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

改正戸籍法により戸籍手数料の額は別に法律で定めることになつてゐるが、財政法第三條の規定の適用があるまでは政令によることを妨げないという規定によつて一應効力の認められていた現行戸籍手数料規則を財政法第三條の施行にあたり法律に切り換える必要から提出せられたものであり、その内容は現行規則と全く同様である。

二、議案の可決理由

本案の急速なる成立は、戸籍法当然の要請であるその内容は適切と認められる。これが本案を可決すべきものと議決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年五月六日

司法委員 鍛冶 良作
会理事

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年七月七日印刷

昭和二十三年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局